重点的に取り組むべき課題(再掲)

1. 障がい者の一般就労支援

≪課題≫

- ①障がい者雇用に関する企業への啓発が不十分。
- ②各機関の取り組みに関する情報共有が不十分。
- ③一般就労後のフォロー体制が不十分。

≪改善に向けて≫

京都西陣公共職業安定所園部出張所、なんたん障害者就業・生活支援センター、南丹市が、それぞれの取り組みが最大限の効果を発揮するように連携・役割分担できる体制を確立する。

2. 障がい児の就学支援

≪課題≫

- ①不登校の受け皿として放課後等デイサービスの利用が増加している。まずは保護者・ 教育機関が登校に向けた手立てを実施し、福祉制度が必要に応じて補完するという共 通認識が確立されておらず、家庭支援も含めて福祉制度に委ねられる傾向がある。
- ②支援学校の通学バスにおいて、下記のような問題がある。
 - A) バス停までは保護者が送迎するルールとなっており、保護者が送迎できない時に生 徒がやむを得ず休学する事例があった。
 - B)保護者の出勤時間に間に合うよう、遠くのバス停まで送迎している場合がある。美 山町では最南端(原区)までしかバスが来ない。
 - C) 寄宿生は週末の帰省時に乗車できないルールとなっている。

≪改善に向けて≫

保護者、学校、教育委員会、福祉サービス事業所、福祉部局が、お互い補完しあうように連携・役割分担できる体制を確立する。

3. 南丹圏域障害福祉事業者等の研修プラン策定

≪課題≫

- ①虐待が疑われるような事例があっても、依然として行政への通報義務を果たさない福祉事業者が見受けられる。
- ②障害者差別解消法の施行などにより、利用者への接遇を改善する必要がある。

≪改善に向けて≫

南丹圏域の福祉事業者全体のレベルアップを図るため、南丹保健所、結丹、亀岡市、京丹波町と連携し、虐待防止・障害者差別解消法への対応など、福祉事業者の意向も取り入れた中期的な研修プランを策定し、計画に基づいた研修を実施する。

障がい者の一般就労支援に関する調査票

南丹市地域自立支援協議会において、別紙1のとおり「障がい者の一般就労支援」を重点課題として 位置づけ、労働施策と福祉施策のすき間解消をめざしていくことが承認されました。

つきましては、まずは福祉部門から見た具体的課題を洗い出したうえで、その解決に向けて労働部門 と福祉部門で協議したいと考えていますので、ご多忙のおり恐縮ですが、この調査票により各事業所単 位で、来る8月31日(水)までに下記担当へメールでご回答をお願いします。

担当:南丹市社会福祉課 下田 TEL:0771-68-0007/E-mail:shimoda368@city.nantan.kyoto.jp

事業所名	
回答者名	
連絡先	TEL: /E-mail:
■障がい者が	一般就労するにあたって、何が障壁になっているとお考えですか?
■陪がい老の	一般就労を支援するにあたって、どの機関とどのような連携をされていますか?
■降かい名の	一般別力を又接するにめにうて、この機関とこのような建携をされていますが:
■障がい者の	一般就労を支援するにあたって、困っておられることはどんなことですか?
■障がい者が	一般就労した後、その定着支援としてどのような手立てが必要だとお考えですか。

ご協力ありがとうございました。

障がい児の就学支援に関する調査票

南丹市地域自立支援協議会において、別紙2のとおり「障がい児の就学支援」を重点課題として位置づけ、教育施策と福祉施策のすき間解消をめざしていくことが承認されました。

つきましては、まずは福祉部門から見た具体的課題を洗い出したうえで、その解決に向けて教育部門 と福祉部門で協議したいと考えていますので、ご多忙のおり恐縮ですが、この調査票により各事業所単 位で、来る8月31日(水)までに下記担当へメールでご回答をお願いします。

担当:南丹市社会福祉課 下田 TEL:0771-68-0007/E-mail:shimoda368@city.nantan.kyoto.jp

事業所名	
回答者名	
連絡先	TEL: /E-mail:

■障がい児の支援について、現在は福祉部門が対応しているが、教育部門が対応した方がよいと思うことがあれば、その具体的な内容、教育部門が対応した方がよい理由や解決策をご記入ください。

اع	があれば、その具体的な内容、教育部門が対応した方がよい理由や解決策をご記入ください。
記入例	①不登校児童の保護者からの相談を、放課後デイ事業所が一手に引き受けている。 義務教育における不登校の解消は保護者や教育機関の責務であり、保護者からの相談はまず学校が引き受け、ケース会議等も学校が主催すべき。②通学時の送迎に関する相談を、相談支援事業所が一手に引き受けている。 義務教育における通学手段の確保は保護者や教育機関の責務であり、通学時の送迎は保護者と学校が調整して役割分担すべき。

■障がい児の支援について、現在は教育部門が対応しているが、福祉部門が対応した方がよいと思うことがあれば、その具体的な内容、福祉部門が対応した方がよい理由や解決策をご記入ください。

	Solver Constitution and the management of the solver of th
記入例	①不登校児童の保護者からの相談を、学校が一手に引き受けている。 不登校の理由が障がいである場合、保護者からの相談は専門的知見を持つ相談支援事業所が引き受け、ケース会議等も福祉事務所が主催すべき。 ②通学時の送迎に関する相談を、学校が一手に引き受けている。 通学時の送迎が必要な理由が障がいである場合、新たな福祉制度を創設して、福祉部門で送迎サービスを行うべき。

ご協力ありがとうございました。

南丹圏域障害福祉事業者等の研修に関する意向調査票

南丹市地域自立支援協議会において、南丹圏域の福祉事業者全体のレベルアップを図るため、南丹保健所、結丹、亀岡市、京丹波町と連携し、虐待防止・障害者差別解消法への対応など、事業者の意向も取り入れた中期的な研修プランを策定し、計画に基づいた研修を実施することが承認されました。

つきましては、この意向調査票により各事業所単位で、来る8月23日(水)までに下記担当へメールでご回答いただきますようお願いします。

担当:南丹市社会福祉課 下田 TEL:0771-68-0007/E-mail:shimoda368@city.nantan.kyoto.jp

事業所名	
回答者名	
連絡先	TEL: /E-mail:

■南丹圏域(南丹市・亀岡市・京丹波町)の事業者を対象として、複数年にわたって各テーマを設けた 研修を実施したいと考えています。研修に関する事業所としての意向をご記入ください。

研修内容	≪記入例≫①実例を用いた苦情の対処方法/②虐待防止に向けた法人の取り組み
対 象 者	≪記入例≫①サービス管理者・現場職員等/②法人理事・施設長等
開催時期	≪記入例≫①10月~11月の水曜日午後/②12月上旬の木曜日午前
その他	≪記入例≫①は現場職員に順番に受けさせたいので、年3回程度実施してほしい。

ご協力ありがとうございました。

障がい者の一般就労支援に関する調査結果(回答:障がい者就労支援事業所等11団体)

平成28年9月9日調整/南丹市社会福祉課

≪当事者側≫

- ■就労意欲が少ない。維持できない。
- る重度障がい者であり、一般就労より生活 動作やその質を重視している方が多い。

一般就労への障壁

- ■身体的な能力や高齢化。
- ■精神的に1日勤務できない。働ける日と働 けない日がある。コミュニケーションがと
 ■センターに就労希望者の相談を受けても
 ■病状・精神状態の変動や軽作業に関心を示 れない。
- ■家族の支援が少ない。

≪事業所側≫

■事業所内に就労専門の支援職員が確保で■同行支援。 きない。生活・身辺支援が優先となり、ジ ■一般就労への応募。 ョブコーチ的な支援ができない。

≪企業・社会側≫

- ■企業の障がい者への関わりが少なく、雇用 に積極的になってもらえない。
- ■障がい者への理解不足。障がい者はなかな 《その他》 か変われないので、受け手がどれだけ特性 **■**京都自立就労サポートセンターの就労進 **≪事業所側≫** を理解して指導するかにかかってくる。
- ■就業中は休憩時間まで休まず働く、ノル ■取引中の下請業者等との情報交流・実習の マ・課題がある等は働くうえで重要なこと だが、精神障がい者は休みながら少しずつ ■京都ジョブパークとの就労前トレーニン ■受け入れてくれる企業がない。 という働き方でなければ適応しづらい。経 済の仕組みに則って就労を規定する以上、 精神障がい者の一般就労は、障害程度が軽 い人に限られてしまう。
- ■当事者宅付近での希望する仕事や交通手 段の少なさ。
- ■障害特性と仕事内容のミスマッチ。
- ■障がい者雇用枠が少ない。

支援にあたる連携体制

≪障害者就業・生活支援センター≫

- ■定期的な情報交換。
- ■利用者の大半は福祉就労で日常生活を送 ■登録・就労支援準備・説明会参加・実習手 続等。
 - ■職業適性検査や就労先面接の打合せ。
 - ■センターに職業訓練校を紹介してもらい、 就労に結び付いた。
 - らい、現状のサービスの中での目標設定等 具体的な助言を受けた。

≪ハローワーク≫

≪相談支援事業所≫

■基幹相談支援センター等の相談員との情■就労後のトラブルの多さとフォロー。 報共有。

- 備事業を利用。
- 実施等。
- グの実施。
- 受講等。
- ■生活介護のみで就労対象者がいない。

≪当事者側≫

■自分を受け入れてくれる職場を望む方は、 も個別支援で就労につなげられないか。

支援にあたって困ること

- ■思いと能力・現実との違い(就職希望だが 毎日通所できていない・限定的な職種を希 望)を理解してもらうことが難しい。
- さない等モチベーション維持が困難で、就 労への契機づくりが難しい。
- ■現実にできる仕事を避けて上場企業への 就労をめざす等こだわりが強い方は、自身┃■問題の早期発見と解決に向けたコーディ の特性とのマッチングも難しい。
- ■コミュニケーション能力不足をどう補う ■企業への定期的な支援。 か。仕事の能力はあっても面接に至らない ことがある。
- ■就労への意識・意欲が低く、現状の生活で 満足している方が多い。

■直接担当の指導員が確保できない。

《企業·社会側》

- ■医療面など企業の受け入れ環境が不明。
- ■京都障害者職業センターの職業評価・研修 ■気軽に企業見学できる機会がない。
 - ■就労移行事業所(ならし期間)がなく、次の ステップにつなげられない。
 - ■地域的(美山)に公共交通機関が限られて おり、町外の通勤手段の確保が難しい。
 - ■障がい者を健常者に近づける考え方がま だまだ多いように感じる。

就労後の定着に必要な手立て

- ■就労までにトライアル雇用制度やジョブ コーチを使ったサポート。
- 社会性やコミュニケーション等が課題で┃■短時間勤務から開始し、従来の施設利用と 併用しながら徐々に就労先の勤務時間・量 を増やすなど、企業と就労支援機関の連携 による長期的な定着支援。
 - ■支援者による就労直後の同行支援、課題抽 出のうえで定期の意見交換、会議で支援方 法や環境のつくり方等を伝達。
 - ■関係機関とともに就職先との連携、定期的 な訪問・当事者との面談等。
 - ネーターの存在。

 - ■受入先も障がい者支援に見識のある人材 を雇用・育成。(費用負担が過大にならな いよう公費助成も必要)
 - ■理解者を増やし従業員との関係を安定さ せるため、企業に出向き障がい者の受け入 れや理解、差別解消法等の研修を実施。
 - ■就労後に不安等が生じた場合の支援とし て、悩みや相談で退社後等に気軽に立ち寄 れる場の確保、当事者会(行政や企業・福 祉事業所への要望等)の立ち上げ等。
 - ■通所から就労した方は、通勤の困難さと医 療・医務面の不充分さを訴えていた。
 - ■余暇活動支援(給料を自分で使う。余暇が 充実してこそ頑張れる)、家庭での支援。
 - ■生活力向上に向けた支援(生活の安定が図 れないと継続就労は難しい)。
 - ■収入増加後の家計支援(適正管理ができ ず、かえって破たんすることがある)。

障がい児の就学支援に関する調査結果(回答:障がい児福祉事業所等8団体)

平成28年9月9日調整/南丹市社会福祉課

現在福祉部門が対応しているが、教育部門が対応した方がよいこと (内容・教育部門が対応した方がよい理由・解決策)

≪不登校児童の支援≫

- ■不登校児の対応を福祉事業所が一手に引き受けている。登校できる方法を考えるのは保|■保育所等訪問支援が制度化されたが、まだ教育機関で周知されていないので、学校が発 護者や教育機関の青務で、合理的配慮のもと学校主導で対応するべき。
- ■福祉事業所が一手に相談を引き受けるのではなく、生活の大半を占める学校と保護者が 主体となり、学校と福祉事業所との連携・協働による支援を行った方がよい。
- ■放課後デイを「外に出る場」と位置づけて事業所に委ねる場合があるが、多くの不登校 ≪相談員の役目≫ 「児にとっては、学校以外の「行かなくてはならない所」が増えて負担増になる。不登校 **■**福祉部門は、学校以外の時間の過ごしに関して、必要なサービスを適切に提供するが役 については、教育機関で解決し、その過程におけるケース会議等で協議のうえ、福祉サ ービスが必要であれば利用するべき。

≪通学の支援≫

- ■保護者・学校・福祉の連携を図りながら、学校に関すること(通学や校内での活動や支援) は教育部門が対応すべき。特に通学に関しては、妥当な福祉サービスもないため、課題 のひとつとなっている家庭がある。
- ■事業所で通学の相談を引き受けている。支援学校では、寄宿舎を通年利用する児童はバ スに乗れない。保護者の就労もあるため、事業所が自費で引き受けることがある。最終 手段として、保護者の就労支援で福祉事業が入るのもありかも知れないが、基本は通学 できる保障は教育機関で考えてほしい。

≪学習の支援≫

- ■保護者から「宿題を見てほしい・分かっていないところを教えてほしい」等の要望が多 いが、学習は学校で教えるのが基本で、ケース会議等で協議して役割分担するべき。ま た、各放課後ディ事業所は「療育」の内容を明確化して支援にあたるべき。
- ■学習含む発達障がい児のフォローを事業所がしている。教育機関がもっと発達障害の対 応を学習するべきで、わからなければ聞く姿勢を持ってほしい。合理的配慮を考えるう えでも定期的な合同勉強会や会議をして連携強化するべき。

≪相談窓□≫

- ■初回相談は保護者が相談したい機関で受ければよいが、その後の関係者の連携が大切。 学校と福祉は連携が難しい。就学前の保育所や幼稚園と福祉の連携は密で当たり前にな っている。垣根を取り外した連携ができればと思う。
- ■相談窓口はもちろん必要だと思うが、会議等の主催は学校が行うべき。

現在教育部門が対応しているが、福祉部門が対応した方がよいこと (内容・福祉部門が対応した方がよい理由・解決策)

≪専門職の支援≫

達障害をもつ児童への支援方法にヘルプを感じることがあれば、専門職種の介入を利用 すればよい。

割。その中で、教育・福祉と線引きをするのは難しいと感じる。役割を明確にして、隙 間や漏れのないようにしていくことが相談員の役目。

現在福祉部門が対応しているが、教育部門が対応した方がよいこと (内容・教育部門が対応した方がよい理由・解決策)	現在教育部門が対応しているが、福祉部門が対応した方がよいこと (内容・福祉部門が対応した方がよい理由・解決策)
≪教育と福祉の連携≫	
■教育委員会・学校等が、障がい児への福祉の支援内容に関する理解を深めるべき。	
■学校・福祉双方の支援を知る機会として、就学前の支援を学校でも引き継げるように児	
童の学習の様子を見学できる機会や、学校が福祉サービスを利用している児童の様子を	
見学する機会があってもよい。	
■教育部門(特に地域小中学校)との連携をどのようにとるべきか。以前から教育と福祉は	
交わりにくいとよく言うが、児童を取り巻く問題がそれぞれの機関で抱え込んだり終結	
してしまっていることが多いのでは。そのような場合にどう連携・確認をとり合うのか	
難しいと感じている。	
■事業所と地域小学校との関係が薄い。特殊級に入る児童は特に統一した支援を行うため	
に連携が必要だが、地域小学校は教育、事業所は福祉ということでなかなか会議等の機	
会も持てない。	
■教育部門と随時連携しながら、支援体制を築きあげているところ。学校訪問や情報共有	
等引き続き連携機会を望んでいる。	
《その他》	
■相談員とは計画書だけのやりとりになっているケースも多く、抱えておられる数を思う	
と普段から連絡をとり合うということも難しいのが実際。	

南丹圏域障害福祉事業者等の研修に関する意向調査結果(回答:障がい者福祉事業所等38団体)

平成28年9月9日調整/南丹市社会福祉課

研修内容	対象者	開催時期	その他
	中堅職員	月・木曜 PM	年3回程度実施。
	非正規職員	月・木曜 PM	保健所開催の非正規職員研修は「よかった」と聞いているので、年1回程度実施。
		強化月間等	年1回(受講者が法人全体研修で発表)
[佐武水 子文四七字 古代の中間 七	幽昌	PMの遅い時間	虐待に関する基本的知識と現状を現場職員が知る機会にしたい。
人権啓発、不適切ケア・虐待の実例と対		平日 9~15 時	_
応、法人の取り組み (支障なければ二市一町での事案の原因		月・水曜以外	定期的に行ってほしい、
や対応等を報告) (11 団体)	(地域住民)	10~2 月水曜 PM	同内容を複数回実施。講師を各施設で招くのは難しい。
「大利心寺を報音」(11 団体)		11~12 月平日 PM	_
		11~12月16時か17時~	_
		_	_
	内容による	3~4 月以外	現場に近い内容なら年3回程度、法人として取り組む内容で法人役員等対象なら年1回。
		強化月間等	年1回(受講者が法人全体研修で発表)
		違う曜日で	現場職員に順番に受けさせたいので、年3回程度実施。
		月・水曜以外	定期的に行ってほしい。
実例を用いた苦情対応(障害別・どんな苦	職員	火・木曜 PM	_
情が考えられるか・初期段階の受付と対	対	木曜 10~12 時か 13~15 時	_
処・利用者への接し方等) (9団体)		年度当初・中頃・終盤	同内容で実施日が何回かあると受講しやすい。
		11~12月16時か17時~	_
		1月以降	_
	内容による	3~4 月以外	現場に近い内容なら年3回程度、法人として取り組む内容で法人役員等対象なら年1回。
障害者差別解消法・不当な差別・合理的	法人理事等	11 月以降水曜 PM	_
配慮とは。具体的に何に取り組むべきか。	役職員	平日 13~16 時	順番に受けさせるので、年2回程度実施。
障がい者の人権(権利条約や差別解消法	中堅職員	月・木曜 PM	多くの職員が研修を受けられるように年3回程度実施。
等からの今日的理解) (5団体)	職員	_	同内容の研修が年複数回実施してほしい。
歩体は山体に向けた聯盟のよい力力。 1	施設長•管理者等	12 月以降水曜 PM	_
虐待防止等に向けた職員のメンタルヘル ス(ストレス軽減)対策、精神状態・不安 定要素の事前発見 (4団体)	職員	月中旬	_
		5・10 月初旬	年2回
化女米以尹則光兄 (4 凹)		_	_
実例を用いた障害別・訪問系・施設系等	職員	年度当初・中頃・終盤	同内容で実施日が何回かあると受講しやすい。
の困難事例の検討や対処方法、利用者へ		11月中旬(NW会議の時間帯)	職員が一度に参加できないので同内容で複数回研修してほしい。
の接し方 (3団体)		12 月以降月~水曜 PM	現場職員が参加しやすいよう複数回実施してほしい。

研修内容	対象者	開催時期	その他
接遇やマナー・応対、コミュニケーショ		木曜 10~12 時か 13~15 時	全職員対象なので、年数回か土日祝に開催してほしい。
接週ペマケー・応列、コミュニケーショ ン能力の向上 (3団体)	職員	4月初旬	_
ン肥刀の川上 (3 団体) 		_	_
行動障害や粗暴行為の多い利用者への具	施設長•管理者等	12 月以降水曜 PM	_
体的支援方法(不安定・暴れる等)、他利		学校長期休暇以外 AM	_
用者・職員の安全確保、環境構造化、家	職員	9~10 月	英校の初度行る V更がた N 年 4 同知度の不字期間機が とい
族対応 (3団体)		9~10 月	新採の都度行う必要があり、年4回程度の不定期開催がよい。
精神障害者支援における医学的知識、関	管理者·現場責任	_	
わり方(思いを吐き出してもらえない、障	者·地域福祉担当		
害特性や服薬の効能、医師はどう接して	職員	月初月末除く平日	専門用語ではなく、新任介護員でもわかる内容からステップアップする研修。
いるのか等) (3団体)		平日 9~15 時	
若年性認知症の方の受け入れ (2団体)	職員		現在行き場のない若い認知症の方の居場所が増えると思う。
老障介護(高齢者が障がいのある子を介	職員	_	高齢の親の介護を上手にできない、介護保険が理解できない、親の年金に頼っていたが親
護)・障老介護(その逆)の支援 (2団体)			が弱り介護保険料が必要になる、親が亡くなった時に生活困窮や経済虐待につながる等。
障害特性の理解、障害の特徴を踏まえた	新任職員	4~9月	
サービス提供方法等 (2団体)	職員	11月中旬(NW会議の時間帯)	職員が一度に参加できないので同内容で複数回研修してほしい。
相模原事件から考えられること、施設の	職員	年複数回実施	相模原事件は深刻な事態であり、現場全職員を受講させたい。
防犯対策と権利侵害の防止 (2団体)		11~12月	_
施設内での医療のあり方、医療・福祉従	管理職・看護師	_	
事者の職務の倫理的あり方 (2団体)	職員	複数回実施	_
精神・自閉症・発達障害等と訪問介護員	サービス提供責	12 月以降 PM	 同内容で複数曜日に開催し、いずれかにヘルパーが参加できるようにしてほしい。
の関わりの留意事項、障害特性、関わり	任者・ヘルパー	12月以降 PM	回門谷(後数唯口に開催し、いりがから、シンハーが参加できるよりにしてはしい。
が難しい方への対応・接し方等 (2団体)	職員	平日 9~15 時	_
按利索莱,代东然且制度 (9.日休)	職員(地域住民)	5月~の半年を1クールに	年2回程度実施し、効果測定してほしい。
権利擁護・成年後見制度 (2 団体)	椒貝(地域住民)	11~12 月平日 PM	_
福祉施設におけるリスクマネジメント	理事・施設長等	_	_
職員の定着率アップの方法	理事・施設長等	3月初旬	_
個別支援計画	管理責任者等	12月以降月~水曜 PM	初回研修以降に反復研修等がないため、変更点等を踏まえたスキルアップ研修を望む。
養育に弱さのある保護者等への支援と関	管理者•管理責任	学校長期休暇以外 AM	
わり、家庭に関わる関係機関との連携	者等	子似双别/NHQW//NAM	
障がい者の特性により陥りやすい消費者	管理者·現場責任		
トラブル(インターネット通販・出会い	者·地域福祉担当	_	_
系・携帯料金・カード利用等)	1 ・地域簡単担当		
地域に開かれた福祉施設の展開の方法	管理者·管理責任	_	_
(自治体・住民との協働)	者等		

研修内容	対象者	開催時期	その他
施設の課題を吸い上げ、協議し、業務に	管理者·管理責任		
反映させる組織運営の方法	者等		
マンネリに陥らず職員のモチベーション	中堅職員	_	
を保つには	, _ , , ,		
事業所間で職員の相互交換派遣	中堅職員	_	3~数日間で年数回。
電話や文章等外部へ失礼のない対応	新任職員	4~6月	_
地域で活躍する障がい者の事例を通じて	職員(地域住民)	 11~12 月平日 PM	
障がい者も住みやすい地域を考える	机员(地域压以)	11 12 /1 — H I M	
アンガー(怒り)マネージメント	職員(利用者)	違う曜日で	現場職員に順番に受けさせたいので、年3回程度実施。
認知症の勉強会	職員	_	障がい者施設も高齢化で障がいと認知症が混ざって対応が難しい。その行動がどういう原
			因や病気、障がいからくるかの理解が本人理解につながり、虐待防止にも繋がるのでは。
隣人として障がい者と共に暮らすとは	職員	年複数回実施	_
ケース・経過記録の書き方や工夫点	職員	火・木曜 PM	_
施設の地域の中での役割・つとめ	職員	_	_
難病と障がいを併せ持つ方の支援	職員	_	_
圏域の訪問介護の現状及び将来	職員	_	
地域福祉の理論と方法	職員	5月~の半年を1クールに	年2回程度実施し、効果測定してほしい。
福祉行財政と福祉計画	職員	5月~の半年を1クールに	年2回程度実施し、効果測定してほしい。
障がい者支援と自立支援制度	職員	5月~の半年を1クールに	年2回程度実施し、効果測定してほしい。
低所得者に対する支援と生活保護制度	職員	5月~の半年を1クールに	年2回程度実施し、効果測定してほしい。
障害・高齢福祉両方の対象者の考え方、			
関係機関との連携方法、障がい者・要介	職員	_	
護者混在ケースのアプローチ方法			
施設区分(入所・通所等)に分けた研修(入			
所であれば夜間の施設管理体制等)、地域	職員	_	年2回程度実施してほしい。府・府社協等の研修と日程・内容が重ならないように。
一体型の施設紹介(成功事例)			
利用者ニーズとデマンド(必要性と要求)	職員	平日 PM1~4 時	順番に受けさせるので年2回程度実施してほしい。
事例検討会	職員	_	

広域な圏域では共通テーマが難しい。地域ごとに具体的課題を研修すべき。旧町単位のネットワーク会議開催時の研修も行うべき。

圏域では対象者が多く成果がない。市町単位で実施すべき。

単発では効果がない。複数日設定して参加できる日を選べるように。

現場職員の研修は大切。施設が抱える課題が解消できる研修であってほしい。身近な課題をテーマにすべき。社協も多くの施設を抱えており、まずは社協との連携で。府・市行政の リーダーシップを。

虐待防止という直接的な目的だけでなく、日々対処療法的に対応している職員にとって、利用者の対応が困難な行動等により、思いがけないアクシデントが起こる場合もあり、現場に応じた環境構造や支援スキル等の具体的な研修がない。結果ひいては不可抗力の虐待は減少すると思われ、併せて職員の精神ケア、予兆を知るスキルを考える研修が望ましい。